

令和2年4月20日
(2020年)

保護者の皆さまへ

城陽市教育委員会
城陽市立南城陽中学校

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の
在宅勤務の実施について

このたび国の緊急事態宣言の発出に伴う知事からの要請に基づき、市内全ての小・中学校を臨時休業しております。

このような状況において、感染拡大防止のため、人と人との接触をできるだけ避ける必要があること、また、万が一、教職員が感染し勤務できない期間が生じた場合にあっても、学校の教育活動を維持する必要があることから、臨時休業期間に合わせ5月6日（水）までの期間において、教職員の在宅勤務を実施いたします。

本校におきましては、教職員を3つのグループに分け、交代で勤務することにより、7割程度の教職員の勤務を削減します。

このため、学校にご連絡いただいた折、担当の教職員が在宅勤務中の場合があり、その場で対応ができないことがございますが、出勤している教職員が用件をうかがい、必要に応じて担当の教職員と相談の上、折り返し連絡させていただきますので、ご理解願います。